



よいた

町だより 味平 平沢基九郎

No.145

7月号

昭和53年7月10日 ■発行/与板町(代表者/与板町長平沢基九郎) ■編集 与板町だより編集委員会



6.26 水害(与板橋)

人口の動き

6月30日現在

()は5月末との比較

人口	7,848人 (+1人)
男	3,802人 (-2人)
女	4,046人 (+3人)
世帯	1,799 (±0)
出生	8人
死亡	3人
転入	7人
転出	11人

おもな内容は

6・26水害……………2

東京与板会開かれる……………2

建築物確認手数料改正……………2

明るい家庭づくり反省……………3

年金持例納付制度……………3

食中毒の応急手当……………3

社教からのたより……………4

体育祭種目決まる……………5

児童扶養手当制度改正……………5

青少年非行防止……………5

匿名の寄付……………6

私の城下町……………6

心配ごと相談所とは……………7

税金あれこれ……………7

保健衛生だより……………8

お知らせ……………8

保健衛生だより

- 7月13日 13時30分から14時30分
日本脳炎 母子センター
対象者 園児(希望者)
- 7月14日 13時30分から14時30分
日本脳炎 母子センター
対象者 園児(希望者)
- 7月26日 13時30分から14時30分
日本脳炎 母子センター
対象者 園児(希望者)
- 7月27日 13時30分から14時30分
日本脳炎 母子センター
対象者 園児(希望者)
- 8月7日 13時30分から15時
乳児検診 母子センター
対象者 S.52.8.1~S.52.11.30迄出生者
- 8月8日 13時30分から15時
母親学級(前期) 母子センター
対象者 S.53.12~S.54.3分婣予定者
- 7月17日~21日 定期結核健康診断
該当者に個人通知

妙高々原地すべり被災者救済金募金結果

この度、日赤奉仕団を通して、募金をお願いしましたところ、皆様の温かいご協力がよせられて、多額の寄付金が寄せられました。ことに厚くお礼申し上げます。募金額は次のとおりで、日本赤十字社新潟県支部へ送金いたしました。

救済金募金額
三十一万四千四百円



内、多額寄付者 良寛歌碑保存会殿 二万円
長町 佐藤栄一殿 一万円

屋外広告物講習会の開催
新潟県屋外広告物条例第二三条の規定により、屋外広告物講習会修了者の設置が必要となっております。県では、次により講習会を開催しますので、希望者は受講申込みください。

昭和三十九年7月27日(木) 午前10時から
午後5時まで

新場所 新潟市川岸町一
新場所 新潟県土地改良会館

(3) 申込手続 昭和三十九年7月20日までに

新潟市学校町通、新潟県土木部都市計画課あて申込むこと。

なお、講習会の詳細については、最寄りの土木事務所又は県庁都市計画課にお問い合わせください。

停電のお知らせ

次により作業停電になります。

七月二十日(木) 萬都地区
七月二十六日(木) 堂前・中町・船戸・安永・横町・蔵小路・堤下・関の入・泉丁・馬場丁・長丁の一部

時間 午前九時から
午後一時まで

テレホンサービス7月分予定表

日曜	テーマ	日曜	テーマ
1土	魔法瓶のフレックス現象	17月	食料品の価格動向
2日		18火	
3月	消費生活相談事例	19水	汗と夏場のふとん干し
4火		20木	
5水	塩の種類と規格	21金	消費生活相談事例
6木		22土	
7金	清涼飲料の知識	23日	夏バテを防ぐ食事
8土		24月	
9日	消費生活相談事例	25火	サラリーローンの利用する際の注意事項
10月		26水	
11火	消費生活相談事例	27木	
12水		28金	
13木	消費生活相談事例	29土	
14金		30日	
15土	消費生活相談事例	31月	
16日			

ダイヤルしましょう (0252) 67-7000
今すぐ役立つ消費者情報
「ハイ県くらしのダイヤルです」

与板町 成人式のご案内

*期日 8月15日
午前9時より

*会場 与板小学校

印鑑証明を受ける方は登録証(手帳)をお忘れなく

印鑑登録及び証明に関する通達によって、印鑑証明を受ける者は、印鑑登録証(手帳)を提示しない限り印鑑証明の交付を受けることができないことになっております。

印鑑証明においてのときは必ず印鑑登録証を持参下さい。

全町に避難準備指令!

二十五日昼すぎから降り始めた雨は、三昼夜の長期にわたって断続的に強い雨が降り続いた。

36年以來の大雨に町内の川という川があふれに、川に特二十七日夕方には黒川の水量が危険水位に達し、原地区の堤防が決壊のおそれがあるため、二百人の消防団員が出勤して土のう積みをした。

今回の大雨は県下各地に被害が広がり、雨量が一番多い所で五百ミリにも達する記録的な降雨であった。



満水状態の新黒川水門

6.26梅雨前線 豪雨...災害...

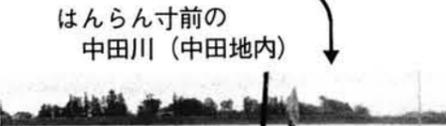
県内の水害は七、八月という常識であったが、この時期外れの豪雨の主犯は、県下のご真中に居座った梅雨前線に太平洋高気圧とオホーツク海気圧の力関係が微妙にバランスをとって長期間停滞し、そこに低気圧が侵入して挑発し、まれに見る大雨となったわけですが、被害も三島郡シ尿処理センターの裏山が崩れかかったため機能を停止したのを始め、6月27日12時現在の水害状況は

冠水田 三三二ヘクタール
冠水畑 一七〇ヘクタール
冠水畑 一〇五ヘクタール
冠水畑 一〇ヘクタール
山崩れ 四〇ヶ所
床上浸水(住) 四六戸
床上浸水(非) 三三三戸
道路の決壊(町道)



出雲崎線 三ヶ所 久田線 四ヶ所

となったが、三島郡の各町村にくらべると被害が少なく、これは町内五ヶ所の排水機のフル回転、全消防団員の二度にわたる出動、又旗原・本与板地区住民の応援活動などにより河川の決壊を防ぐ事が出来、被害を最小限に抑え、被害はまたいつ襲ってくるかわかりませんが、今回の経験を糧に常日頃から万が一にそなえ準備しておきましょう。



はんらん寸前の中田川(中田地内)



黒川河川の土のう積(原地内)

冠水した本与板地内の水田

東京与板会が開かる (与板物産展即売会催す)

このほど、与板町出身の在京の方々による第二回東京与板会が、東京・新宿ステーションビルで、三百人が参加されて開かれました。

今回は、ふるさとの味を味わってもらおうと、チマキ、笹ダンゴ、めん類や味噌製品をはじめ、与板特産物のノミ・カンナ・ノコギリなど百余点を展示して、原価でサービスをした「郷里与板物産展即売会」が行われ、参加した人々が大変喜ばれました。

この趣向が盛況のうちに終り、今後も与板の特産物のPRのため続けたいと思います。



建築物確認申請の手数料が改正

建築基準法同法施行令の一部が改正され、建築物等の確認申請についての手数料が別表の通り認められ、昭和五十三年七月一日から施行されます。

床面積の合計	旧手数料	新手数料
30㎡以上	500	1,500
30㎡をこえ100㎡以内	1,000	3,000
100㎡をこえ200㎡以内	3,000	6,000
200㎡をこえ500㎡以内	7,000	21,000
500㎡をこえ2,000㎡以内	30,000	90,000
2,000㎡をこえ10,000㎡以内	50,000	150,000
10,000㎡をこえ50,000㎡以内	100,000	300,000
50,000㎡以上		

建築設備	旧手数料	新手数料
昇降機、工作物1件につき	1,000	5,000
ダムウエーター1件につき	500	2,500

明るい家庭づくり 一年を振り返って

町で青少年の非行防止と明るい地域作りを目的として五十二年六月に、堂前中島町が、小中高校の学校集通学路に面していること、各家庭が疎外の傾向に見受けられることから、「明るい家庭作り推進モデル地域」に指定され、早速、町内役員会を開き審議し、青少年が、すくすく育つ明るい住みよい地域作りに努力することに踏切りました。

早速、町民課、地域の児童指導員、町内委員等と審議し、今年度の事業を決定した次第です。最初に「明るい家庭づくりモデル地域」を強調した立看板を適所に立て、又、話し合いをさかんに進め、青少年非行防止問題についての地域住民との座談会や講話を開き討議をし十六ミリリ映写、又、夏休みに入ってから、子供の喜ぶ水泳大会、西瓜割競争等で、一日楽しくすごしました。十月に入り、町内魚釣り



大会、これは中学校、プールをお借りし、魚は町長さんからも寄付していた。町内分と合せて約四千匹の錦鯉や金魚で、天気も良く保育園児から老人まで楽しんで、誠に絵に書いてあるようでした。

十一月には、親子球技大会、これは中学校、プールをお借りし、魚は町長さんからも寄付していた。町内分と合せて約四千匹の錦鯉や金魚で、天気も良く保育園児から老人まで楽しんで、誠に絵に書いてあるようでした。

十一月には、親子球技大会、これは中学校、プールをお借りし、魚は町長さんからも寄付していた。町内分と合せて約四千匹の錦鯉や金魚で、天気も良く保育園児から老人まで楽しんで、誠に絵に書いてあるようでした。

最後のチャンスです

高齢化社会を迎えて老後における年金の役割は大きくなっていきます。国民年金は自営業やサービス業などに携わっている人とその家族を対象とした年金制度で老令年金を受け取るまでに一定期間の保険料を納めなければなりません。別記(参照) 国民年金の保険料は納期限から二年経過つと、「時効」になり、加入者が保険料を納めたとしても納めることができません。

このように未納期間のある人の中には、これから六十才になるまでに保険料を納めても、未納期間があるため、将来、老令年金を受けられない人(無年金者)が約一〇〇万人いるといわれています。

国民年金 特例納付制度始まる

間を納められる特例措置(特例納付)を昭和五十三年七月一日から昭和五十五年六月三十日まで実施することになりました。

この特例納付は昭和四十五年、昭和四十九年に続いて三回目ですが、今回が最後の措置となります。

特別保険料は一月、四、〇〇〇円でこの保険料を納めることができる人は、明治四十四年四月二日以後に生まれた強制加入者だけとなっています。(ただし六十才以上の人で老令年金や通算老令年金を受けることのできる人は除かれます。)

これを機会にご自分の納入状態を確認し、また国民年金に当然加入しなければならぬ人で、加入もれとなつている人もこの特例納付を受けることにより、年金を受けることになり、加入の手続きをして下さい。

生年月日	最低必要な期間		
	老齢年金 通算老齢年金	特別老齢年金	
明44年4月2日以降	10年	4年1月	
明45年4月1日以前		5年1月	
大2年4月1日	11年	6年1月	
3年4月1日		7年1月	
4年4月1日		7年1月	
5年4月1日	12年	7年1月	
6年4月1日			
7年4月1日			
8年4月1日			
9年4月1日	13年		
10年4月1日			
11年4月1日			
12年4月1日			
13年4月1日			
14年4月1日	14年		
15年4月1日			
16年4月1日			
17年4月1日			
18年4月1日			
19年4月1日			
20年4月1日	15年		
21年4月1日			
22年4月1日			
23年4月1日			
24年4月1日			
25年4月1日			
26年4月1日			
27年4月1日	16年		
28年4月1日			
29年4月1日			
30年4月1日			
31年4月1日			
32年4月1日			
33年4月1日			
34年4月1日			
35年4月1日	17年		
36年4月1日			
37年4月1日			
38年4月1日			
39年4月1日			
40年4月1日			
41年4月1日			
42年4月1日			
43年4月1日			
44年4月1日	18年		
45年4月1日			
46年4月1日			
47年4月1日			
48年4月1日			
49年4月1日			
50年4月1日			
51年4月1日			
52年4月1日			
53年4月1日			
54年4月1日	19年		
55年4月1日			
56年4月1日			
57年4月1日			
58年4月1日			
59年4月1日			
60年4月1日			
61年4月1日			
62年4月1日			
63年4月1日			
64年4月1日		20年	
65年4月1日			
66年4月1日			
67年4月1日			
68年4月1日			
69年4月1日			
70年4月1日			
71年4月1日			
72年4月1日			
73年4月1日			
74年4月1日	21年		
75年4月1日			
76年4月1日			
77年4月1日			
78年4月1日			
79年4月1日			
80年4月1日			
81年4月1日			
82年4月1日			
83年4月1日			
84年4月1日		22年	
85年4月1日			
86年4月1日			
87年4月1日			
88年4月1日			
89年4月1日			
90年4月1日			
91年4月1日			
92年4月1日			
93年4月1日			
94年4月1日	23年		
95年4月1日			
96年4月1日			
97年4月1日			
98年4月1日			
99年4月1日			
00年4月1日			
01年4月1日			
02年4月1日			
03年4月1日			
04年4月1日		24年	
05年4月1日			
06年4月1日			
07年4月1日			
08年4月1日			
09年4月1日			
10年4月1日			
11年4月1日			
12年4月1日			
13年4月1日			
14年4月1日	25年		
15年4月1日			
16年4月1日			
17年4月1日			
18年4月1日			
19年4月1日			
20年4月1日			
21年4月1日			
22年4月1日			
23年4月1日			
24年4月1日			
25年4月1日			
26年4月1日			
27年4月1日			
28年4月1日			
29年4月1日			
30年4月1日			
31年4月1日			
32年4月1日			
33年4月1日			
34年4月1日			
35年4月1日			
36年4月1日			
37年4月1日			
38年4月1日			
39年4月1日			
40年4月1日			
41年4月1日			
42年4月1日			
43年4月1日			
44年4月1日			
45年4月1日			
46年4月1日			
47年4月1日			
48年4月1日			
49年4月1日			
50年4月1日			
51年4月1日			
52年4月1日			
53年4月1日			
54年4月1日			
55年4月1日			
56年4月1日			
57年4月1日			
58年4月1日			
59年4月1日			
60年4月1日			
61年4月1日			
62年4月1日			
63年4月1日			
64年4月1日			
65年4月1日			
66年4月1日			
67年4月1日			
68年4月1日			
69年4月1日			
70年4月1日			
71年4月1日			
72年4月1日			
73年4月1日			
74年4月1日			
75年4月1日			
76年4月1日			
77年4月1日			
78年4月1日			
79年4月1日			
80年4月1日			
81年4月1日			
82年4月1日			
83年4月1日			
84年4月1日			
85年4月1日			
86年4月1日			
87年4月1日			
88年4月1日			
89年4月1日			
90年4月1日			
91年4月1日			
92年4月1日			
93年4月1日			
94年4月1日			
95年4月1日			
96年4月1日			
97年4月1日			
98年4月1日			
99年4月1日			
00年4月1日			
01年4月1日			
02年4月1日			
03年4月1日			
04年4月1日			
05年4月1日			
06年4月1日			
07年4月1日			
08年4月1日			
09年4月1日			
10年4月1日			
11年4月1日			
12年4月1日			
13年4月1日			
14年4月1日			
15年4月1日			
16年4月1日			
17年4月1日			
18年4月1日			
19年4月1日			
20年4月1日			
21年4月1日			
22年4月1日			
23年4月1日			
24年4月1日			
25年4月1日			
26年4月1日			
27年4月1日			
28年4月1日			
29年4月1日			
30年4月1日			
31年4月1日			
32年4月1日			
33年4月1日			
34年4月1日			
35年4月1日			
36年4月1日			
37年4月1日			
38年4月1日			
39年4月1日			
40年4月1日			
41年4月1日			
42年4月1日			
43年4月1日			
44年4月1日			
45年4月1日			
46年4月1日			
47年4月1日			
48年4月1日			
49年4月1日			
50年4月1日			
51年4月1日			
52年4月1日			
53年4月1日			
54年4月1日			
55年4月1日			
56年4月1日			
57年4月1日			
58年4月1日			
59年4月1日			
60年4月1日			
61年4月1日			
62年4月1日			
63年4月1日			
64年4月1日			
65年4月1日			
66年4月1日			
67年4月1日			
68年4月1日			
69年4月1日			
70年4月1日			
71年4月1日			
72年4月1日			
73年4月1日			
74年4月1日			
75年4月1日			
76年4月1日			
77年4月1日			
78年4月1日			
79年4月1日			
80年4月1日			
81年4月1日			
82年4月1日			
83年4月1日			
84年4月1日			
85年4月1日			
86年4月1日			
87年4月1日			
88年4月1日			
89年4月1日			
90年4月1日			
91年4月1日			
92年4月1日			
93年4月1日			
94年4月1日			
95年4月1日			
96年4月1日			
97年4月1日			
98年4月1日			
99年4月1日			
00年4月1日			
01年4月1日			
02年4月1日			
03年4月1日			
04年4月1日			
05年4月1日			
06年4月1日			
07年4月1日			
08年4月1日			
09年4月1日			
10年4月1日			
11年4月1日			
12年4月1日			
13年4月1日			
14年4月1日			
15年4月1日			
16年4月1日			
17年4月1日			
18年4月1日			
19年4月1日			
20年4月1日			
21年4月1日			
22年4月1日			
23年4月1日			
24年4月1日			
25年4月1日			
26年4月1日			
27年4月1日			
28年4月1日			
29年4月1日			
30年4月1日			
31年4月1日			
32年4月1日			
33年4月1日			
34年4月1日			
35年4月1日			
36年4月1日			
37年4月1日			
38年4月1日			
39年4月1日			
40年4月1日			
41年4月1日			
42年4月1日			
43年4月1日			
44年4月1日			
45年4月1日			
46年4月1日			

『輪』 発足に思う

鏡の如く平らな、静かな水面に投げ入れられた小さな石。チャップンという音と共に生れた一つの輪。一つが二つ、二つが三つと数えどんと増し、大きく広がって湖全体にまで広がった様子。これが、この会に付けられた名称の由来です。去る五月二十五日に、坪井教育長をはじめ、高橋公民館長、牧野社会教育主任の各氏を御招きして、発足式兼第一回総会が開催されました。その中で、なぜこの様な会の発足を望むのか、湧き出たのか、又できたのかについて説明致しましたが、もう一度一部を引用して述べてみたいと思います。



町の青年団が解消して幾年かになります。青年対象の行事が皆無であったかといえ、表面上は、以前と殆んど変わりなく行なわれてきたのでした。只PRの不足等々の理由によって参加者は限られ、極端に言えば、その行事の名称や、有無については知らない人が多かったのでは。私達がよく口にする言葉に「与板は狭い所だ。他人に干渉し過ぎる、云々」というものがあります。果して本当にそうなのでしようか。事青年に目を向けてみれば、三年一昔と言われているが、同じ町内に住んでいながら名前が、顔がわからない、わがわがとうしない、他人のことは関係ない、俺さえ、私さえ……。その様な「気風」というか「空気」を一掃しなければならぬと誰ともないうたのが一昨年巻の研修センターで行なわれた町青年研修だったのです。その声が一年間に急成長し、確定的になったのが昨年の赤城青年の家に於ける同研修でした。本会の会則第三条に「与板町在住青年及び加盟サークル同志の連帯感を養い親睦をはかり、互いに会員の資質の向上と教養を高め相互の発展を期することを

主たる目的とする」という文が掲げられています。これこそ、今まで忘れていた事、できなかつた事を可能にするものだと思います。第一歩として六月二十五日に球技大会を行ないました。参加者は五十名程と少なかつたけれどその輪は、無限

教育長杯争奪リーグ戦 早朝野球 途中経過報告

先搬五月一四日開会式を皮切りに、A・Bリーグ共に熱戦を繰り広げております。各リーグ十一チームの選手全員が、V1達成を目ざして頑張っています。つきましては、次のとおり途中経過報告を致します。○：勝、×：敗、□：不戦勝、△：不戦敗、△：引分

【Aリーグ】 25試合 6月24日現在

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	勝	敗	分
舟戸1	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	3	2	5
仲町2	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	3	1	5
堂前3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4	1	1
水道4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	4	4
蔵小5	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	3	0	0
堤下6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	4	1
積B7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	1	1
積A8	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	3	1	1
上町9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	1	1
稲荷10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	1	1
本与11	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	1	5	5

【Bリーグ】 22試合

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	勝	敗	分
倉谷1	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	1	3	3
みよ2	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	5	0	1
中下3	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	3	1	1
横B4	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	4	1
アバ5	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	2	1	1
長町6	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	1	2	2
横A7	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	2	1	1
東与8	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	1	3	3
泉町9	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	3	1	1
安永10	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	2	1	1
北新11	□	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	2	4	4

多く広くなってゆくと思いますが、なぜならば、私達は若いんですから。最後に本会結成に際し、多大なる御尽力を頂きました教育委員会、公民館の関係各位に対し深く感謝致します。 山田 繁雄

53年度町民サイクリング 無事に終る!

六月十八日(日曜日)町教委、町体協、町自転車商組合の共催で小学校五年生(十一才)から最高齢者七十一才のおじいちゃんまで約六十人の参加で、出発前に警察の方より「正しい自転車の乗り方」の指導を受けて、九時町公民館前出発。与板橋一中条一分水町一弥彦一岩室を走り峠を越えて間瀬に正午に到着。先発隊に準備を願った昼食用の肉汁の大鍋の味付けもOK、日本海の磯の香りある浜辺

スポーツ教室に参加して

五月二十三日の開校式を皮切りにスポーツ教室が始まりました。身体を動かすことの好きな私は昨年から参加し、その楽しさと有意義さを感じていたので今年も思い入級しました。毎日の生活の中では経験できない広い体育館での柔軟体操、ランニング、グループに分かれてのゲームを普段見たことはあっても話したことの無い人たちと一緒に手をつなぎ、ぶつかり合っているうちにずつと以前からの知り合いのように仲良くなってしまします。楽しい雰囲気の中で夢中になって動き回り、翌日

開設学級・教室名	学習内容	学習対象者	募集学年級数	開設場所	開設時期
高令者教室	生活課題・一般教養・趣味・町外研修・郷土学習	与板町在住高令者	60	公民館	七月上旬
青年学級	生活課題・郷土学習・資料作り・町外研修	与板町在住勤労青年	30	公民館	五月上旬
婦人学級	生活課題・一般教養・趣味・郷土学習	与板町在住婦人	60	公民館	七月上旬
家庭教育学級	幼児の情操教育と就学前の準備(コロニー視察)	与板町在住満五才児の母親	30	与板幼稚園	六月中旬
電気教室	家庭電気の基礎的知識と技術(1)	本与板地区一般成人	30	本与板分館	六月下旬
ママさんバレー教室	家庭電器器具の上手な使い方(応用編)(2)	黒川地区一般成人	30	黒川分館	六月下旬
スポーツ教室	体力づくり・保健学習・実技(球技・民謡・体操・各種運動)	与板町在住一般成人	60	与板小・中体育館	四月下旬
少年スポーツ教室	卓球・排球	中学生男女	40	与板中体育館	五月中旬

昭和五十三年度町民体育祭 種目決定

今月二十三日(日)に行なわれます町民体育祭の種目が次のとおり決まりました。

◆町内対抗競技◆

- ・タイヤころがしリレー
- ・ポールはこびりリレー
- ・野を越え山越え谷越えリレー
- ・水はこびりリレー
- ・混合リレー
- ・三人四脚リレー
- ・水入れ競争
- ・人命救助レース
- ・むかでりリレー
- ・四〇〇メートルリレー
- ・キヤッチボールリレー
- ◆団体・個人競技◆

※玉ひき
※小中学生リレー
※一五〇メートル競走
※玉入れ
※中学生徒のマスゲーム
※小学生徒のマスゲーム
※二〇〇メートル競走
※婦人会のマスゲーム
※綱ひき

(太字は新種目)

盛りたくさんの賞品? を用意し、皆さんの多数の参加をご期待いたします。(※の種目は雨天の場合)

～青少年をとりまく～ 環境浄化と非行の防止

県内の青少年の非行は、低俗雑誌の自販販売機販売ポルノ的ポスター類の屋外掲示や、青少年のたまり場となり易い深夜飲食店の増加、あるいは家庭の無理解放任など青少年をとりまく社会環境の悪化がすすみ、非行の低年齢化傾向、女子高校生等の集

児童扶養手当の所得制限が緩和されました

父と生計を同じくしていない児童を養育されている方に支給される「児童扶養手当」を御存知でしょうか。手当の対象者

- 1 父母が婚姻を解消した児童
- 2 父が死亡した児童
- 3 父が法に定められた障害の状態にある児童
- 4 父が生死不明、遺棄、拘禁(一年以上)されている児童
- 5 未婚の母の児童で父がいない、但し、受給者及び児童が公的年金(障害、改訂される所得制限

この手当には、所得による支給制限がありますが本年度の制限額は次のように改正されます。(五十三年度八月から)基準額は、収入金額から給与所得控除したものです。

この児童扶養手当についての御相談は与板町役場福祉係へおたずねください。

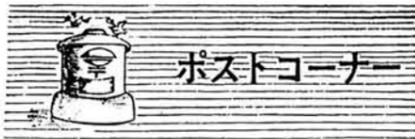
みよしのチーム 優勝!!

去る六月四日に与板町公民館長杯が小雨の中決行されました。参加チーム二十一と数も多く、午後四時頃まで熱戦が続き、汗と泥水でユニホームもまっ黒になるほどでした。

順位は次のとおり

優勝 みよしのチーム
準優勝 本与板チーム
三位 稲荷町チーム
三位 横町チーム

公民館長杯



ポストコーナー

皆さまとともに10年……郵便番号は必ずご記入を

郵便番号は郵便事業の近代化を図るため昭和43年7月から実施したもので今年7月でちょうど満10年を迎えます。現在では皆さまのご理解とご協力により新潟県では94.1%の郵便物に郵便番号が記載されております。郵便番号を書き添えていただくことで郵便物を機械によって能率的に処理できるばかりでなく手作業による場合でも読み間違いがなくなります。しかし郵便番号の数字を不明確に書き添えますと機械で読みとることができず、手作業による場合でも読み間違いをおそれますので「郵便局からお願いしている書体例」のように赤い記入枠の中に黒が青で一字ずつはっきりと書くようお願いいたします。

◎郵便局からお願いしている書体

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

暑中見舞を出しましょう

郵便局では7月1日から絵入りの暑中見舞はがき(2種類)を発売しています。日ごろごぶさたをされている親せきや友人、知人などへ暑中見舞を出されたいかがでしょうか。

もうすぐ期限切れ—引換えは急いで

昭和53年用お年玉つき年賀はがきのお年玉賞品の引換えは7月19日までです。

心配ごと相談所とは

今月は11・18・25日と8月1・8日

もめるものなので、案外、大切に扱われなく、思い

以前銀行で出しておりました「くらしのおり」でしたが、小冊子が窓口にあります。毎号を楽しみに読んでおりました。その中に「ハンコ」について述べられていたことがありました。「ハンコ」にはいろいろあります。身近かに幾つもあるものなので、案外、大切に扱われなく、思い

自分の顔に責任を持つように、心すべき事と言わねばなりません。私も息子が、親もとをばなれるので、始めて認印を所持してやりました。「判が必要ですよ。お父さんお願いします」と書類を送って来ます。自分の印の処に押しつけて居ます。印鑑は自分顔を表すものであるから、正しく押印するように注意の手紙を書きながら、思い出すままに記してみま

国民健康保険税は、国保加入者の皆さんがお医者さんにかかられた時、その医療費の七割を支払うために必要な費用です。ご存知のとおり医療費は年々増加の一途をたどり、更に今年二月に医療費の改

定が行われたこと等で、税の面でも負担の増を願うことになりました。今年度必要と見込まれる医療費などは別表のとおりですが、これに見合う保険税が必要となるわけです。保険税の納入には格別のご理解とご協力をお願いいたします。正しい医療診察にもご配慮下さるようお願いいたします。

所得税の 予定納税は 七月三十一日までに 所得税第一期分の予定納税は、七月三十一日までです。予定納税をしなければならぬ者は、前年(五十二年)の所得税額が五万円を超えた者です。(但し源泉徴収額を除いた残額)納めていただく金額は、すでに税務署から皆さんに通知してありますので、期限内に遅れないように納めて下さい。

予定納税の減額は…… 次のような方は、予定納税額の減額申請ができます。 ①廃業・休業・転業・失業をしたとき。 ②災害・盗難・横領にあったとき。 ③結婚や出生によって所得控除が受けられることとなったとき。 ④景気の変動などにより営業不振となり本年分の所得が相当少なくなるようなとき。 *納税は便利な振替納税で税金も電気料や水道料などと同じように、預金口座から自動的に振替納税をすることが出来ます。納める手数料は、大変便利で、どうぞご利用を。

三文判

の外、簡単にポンポンと押しているようです。日本ほど「ハンコ」を安易に持ち出す必要とする処も無いようです。

だが、「ハンコ」は持ち主の顔を表わすと言われているほど、大層の力を持つている事を忘れてはなりません。市販されている安物の三文判でも、一旦、署名捺印ともなれば、安物の三文判ではなく、実印と同じ効力を発揮してきます。

ことしの 国保税は…… 国民健康保険税は、国保加入者の皆さんがお医者さんにかかられた時、その医療費の七割を支払うために必要な費用です。

所得税の 予定納税は 七月三十一日までに 所得税第一期分の予定納税は、七月三十一日までです。予定納税をしなければならぬ者は、前年(五十二年)の所得税額が五万円を超えた者です。

所得税の 予定納税は 七月三十一日までに 所得税第一期分の予定納税は、七月三十一日までです。予定納税をしなければならぬ者は、前年(五十二年)の所得税額が五万円を超えた者です。

所得税の 予定納税は 七月三十一日までに 所得税第一期分の予定納税は、七月三十一日までです。予定納税をしなければならぬ者は、前年(五十二年)の所得税額が五万円を超えた者です。

匿名の寄付

今年の別院のお取り越しは、丁度日曜日に当り近來にない賑やかな露店市になるかなあと楽しみにしていたところ、相憎くの梅雨前線の停滞、二十五日の午後から降り始め、折角の店市から更に猛烈に降り続き、二十六日朝は、大雨注意情報から、大雨洪水警報に至る、防災無線が、鳴り始めた頃、与板町役場広報課様と云う達筆な封書を頂戴致しました。

毎月よいた報お送りいただき、誠にありがとうございます。お蔭様で郷里の様子を懐しく愛情を以て拝読して居ります。

同封誠に失礼ですがお納め下さい。とあって参万円が同封されておりました。早速、内部協議の上、町だより郵送料としての切手を購入させて頂く事になりました。紙上より匿名の氏に厚く御礼申し上げます。大変有難うございました。

ゆくえ不明の人を 捜す相談所

8月2日(水) 三条警察署 (公)21-1331-1 8月7日(月) 長岡警察署 (公)32-1221-1

第二号



大体越後にどんな大名がいたかを一覽しておかないと、今後の話の進め方に支障がある。そこで石高の多い方から並べて見ると



幕末越後十一藩 私の城下町、第2号

高田十五万石 榑原氏 新発田十萬石 溝口氏 長岡七萬四千石 牧野氏 村上五萬石 内藤氏 村松三萬石 堀田氏 与板二萬石 井伊氏 三根山一萬石 松野氏 清崎一萬石 堀田氏 椎谷一萬石 堀田氏 三日月一萬石 柳沢氏 黒川一萬石 柳沢氏 十一藩となる。そのうち外様大名は新発田一藩で、他は全部譜代である。与板二萬石は額面だけで見ると丁度半分位のところに位置している。これを日本全国で見ると、譜代、外様を合

幕末越後十一藩 私の城下町、第2号

かく言うのはいさぎよくないからひかえるが、とにかく与板二萬石というのには決して小さいものでも低いものでもなかった。また大名達が江戸城に登城する時は、その詰所がきまつていて、それが家格や席次にもなっていた。その

出るのである。幕府の重要な役職につくのは案外小藩が多い。だから天下の実権を握っていたのは、石高の高い外様や御三家ではなく、譜代の比較的小藩であったのである。

り四割が一萬石代で、二萬石代以下が全体の五三%だから、半分以上は二萬石代以下のものである。だから

が、陸奥国(むつのに)の山間地三郡二十三村と交換させられたり、伊勢桑名藩の飛び地が越後に六萬石もあつたり、そうでなければやせ地で実収は少ないというように配置して、どうしても徳川に反旗を挙げ得ないように組み合わせたのが徳川時代の封建制度であった。

詰所は、大廊下、溜間、大広間、柳間、帝鑑ノ間、雁間、菊間、竹間、松間の九つであったが、与板公は帝鑑ノ間の詰所であった。この詰所の仲間は佐倉十一萬石、大垣十萬石、松本六萬三千石、松代十萬石、小浜十萬石、村上五萬石等々

新らしい職業別電話帳(ご希望の方のみ)を中甸頃までにお届けする予定です。届かないお方は電報電話局までお電話ください。お届けした電話帳はついでにおかないで、自宅の屋号・商号等が正しく掲載されているかを確かめてください。二、あなたの電話番号に間違いはないでしょうか三、親せき、知人の電話番号はいかがですか四、取引先や、日常お買物をするお店の電話番号は、変っていませんか最近代表番号になったお店がありますから念のため見てください。日常おかけになるところは、書抜帳に書き込んで電話機のそばに置くことが常識になっています。



電話帳(職業別)に間違いはなかったでしょうか!!

電話のむこうは いろんな顔 おつなぎします しあわせな明日へ 与板電報電話局